

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 8 年 3 月 10 日

佐賀県政策部危機管理・報道局
危機管理防災課長 中路 明伸

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名 | 08 危防委第 3 号
オフサイトセンター電気設備等定期点検及び保守業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 特記仕様書による |
| (3) 履行期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 唐津市 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により電気工事 A 級の決定を受けていること。
- (6) 唐津土木事務所管内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する本店を有する建設業者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 委託業務に従事する業務管理責任者及び管理技術者として次に掲げる者を配置できること。

なお、業務管理責任者と管理技術者は兼任できるものとする。

また、管理技術者については、②の中からいずれか該当すれば配置できるものとする。

 - ① 業務管理責任者は、業務上の管理を行うため必要な知識と経験を有する者
 - ② 管理技術者の資格等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ア 電気主任技術者の資格及び経験を有する者

- イ 電気工事士の資格及び経験を有する者
- ウ その他、ア又はイと同等の技術力を有すると認められる者

3 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加届、営業概要書及び配置予定技術者届を下記の担当課に郵送し、令和8年3月17日17時までに必着としてください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

<担当課>

[郵便番号] 840-8570

[住 所] 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 防災施設担当

[電 話] 0952-25-7140

[E-mail] kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和8年3月24日14:00

イ 場所 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59
県庁新館3階 危機管理防災課

ウ 提出方法 入札書は郵送(配達記録付き)による提出のみとし、令和8年3月23日12時までに必着とする

エ 落札者決定については、全ての入札者に電子メールにてご連絡します。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせて、落札者となるべき者を決定することとします。

エ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限範囲内価格の入札がない場合）は、直ちに再度の入札を行います。

オ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(6) 詳細は、特記仕様書を参照してください。

(7) 問合せ先

3の担当課に同じ。

(8) その他

この公告に掲げる入札は、令和8年度当初予算が成立しなかった場合、延期または中止及び契約を締結しないことがあります。

この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。

